

# 令和2年度

## JAPANブランド育成支援等事業費補助金 (JAPANブランド育成支援等事業)

### 【公募要領】

※本公募は、国会での令和2年度予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

※令和2年度 JAPAN ブランド育成支援等事業費補助金は、令和元年度国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金（地域産業資源活用事業、農商工等連携事業、小売業者等連携支援事業）と JAPAN ブランド育成支援事業が統合された事業となっております。なお、地域産業資源活用事業、農商工等連携事業、小売業者等連携支援事業、JAPAN ブランド育成支援事業（戦略策定支援事業は除く。）のいずれかについて、過去5年間で代表申請者や共同申請者として通算3回の採択を受けた事業者は、同一の事業内容での申請はできませんのでご注意ください。

#### (受付期間)

令和2年2月25日（火） ～ 令和2年3月25日（水）

- ・持参の場合、9：30～17：00（土日祝日を除く）
- ・郵送の場合、最終日の17：00必着。
- ・補助金システム（JGrants）の場合、最終日の17：00までいつでも申請可。

※公募申請書の提出にあたっては、締切り期限に余裕を持って提出されるようお願いいたします。特に持参の場合、公募締切日は混雑が予想されます。

※補助金システム（JGrants）を使用する場合は、GビジネスID（法人共通認証基盤。以下「G Biz ID」という。）への事前登録が必要です。必要書類等を準備し、gBizIDプライムを作成してください。登録には2～3週間程度が必要となるため、公募締め切りに余裕をもって手続を実施してください。詳細は下記の経済産業省ホームページを参照ください。

(URL : <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191224003/20191224003.html>)

#### (公募申請書提出先及び問い合わせ先)

各経済産業局（沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）

※ 詳細は、本公募要領に記載の「公募申請書提出先及び問い合わせ先」を参照してください。特に、郵送・補助金システムによる申請の場合は、提出先の誤りには十分ご注意ください。

※ 本公募要領は、中小企業庁ホームページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/>) からダウンロードできます。

# 令和2年2月 中小企業庁

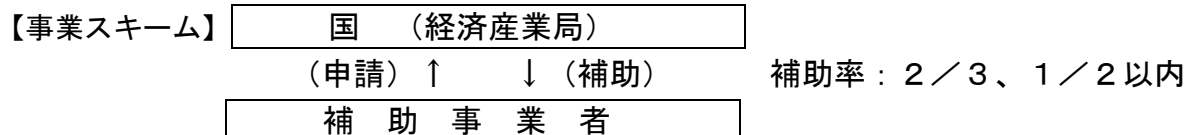
## 〔目 次〕

I	本補助金制度について	2
1.	制度の目的	2
2.	補助対象者	2
3.	補助事業の流れ	5
4.	補助対象経費	6
5.	補助率等	11
6.	申請手続き等の概要	13
7.	補助事業者の義務	14
8.	財産の帰属等	16
9.	その他	16
II	公募申請書提出先及び問い合わせ先	25

## I 本補助金制度について

### 1. 制度の目的

本事業は、全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、新商品・サービス開発や販路開拓・ブランディング等の取組を中小企業者等が行う場合や、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のための支援を、中小企業者や地域の支援機関等が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の全国・海外への販路開拓、ブランド確立を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。



### 2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次の（１）から（３）に掲げる要件の全てに該当する者とします。

（１）補助対象者が、次の①から⑫のいずれかに該当する者であること。（複数の補助事業者が連携して事業を実施することも可能ですが、代表となる者が取りまとめて申請してください。）

- ① 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又はその連携体
- ② 商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
- ③ 都道府県中小企業団体中央会
- ④ 企業組合、協業組合
- ⑤ 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- ⑥ 商工組合及び商工組合連合会
- ⑦ 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- ⑧ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ⑨ 森林組合及び森林組合連合会
- ⑩ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ⑪ 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ⑫ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者）

については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

- ⑬ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- ⑭ 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの
- ⑮ 第5号から第6号以外の、法律に規定する組合又は組合連合会であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- ⑯ 一般社団法人であって、その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、又は一般財団法人であって、設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものであり、それぞれ地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- ⑰ 特定非営利活動法人であって、その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものであり、本事業の実施主体として適当と認められるもの
- ⑱ 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の3分の1未満であり(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う場合にあっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の3分の1未満となることが確実と認められるものを含む。)、かつ、国、国に準ずる機関又は都道府県等が資本の額又は出資の総額の3分の1以上を出資又は拠出を行っている第三セクター

(注1) 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体並びに特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者(以下「みなし大企業」という。)は除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(注2)が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注2) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(注3) 複数の中小企業者等が連携して申請する場合には、連携体の代表者（みなし大企業及び大企業を除く。）を決めていただき、連携体の代表者名にて申請してください。連携体が申請する場合には、代表者が行う事業に限らず、参画事業者（みなし大企業及び大企業を除く。）が行う事業についても代表者が行う事業として補助対象とすることができます。ただし、補助金を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費（参画事業者への支出を含む。）についてのみ補助金の対象になります。

※参画事業者とは、補助金申請の代表申請者と共同で事業を実施する中小企業者等を指します。

(2) 「JAPANブランド育成支援等事業費補助金（JAPANブランド育成支援等事業）の交付を受ける者として不適当な者」として、補助対象者が次の①から⑥のいずれにも該当しない者であること。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑤ 法人等が刑事告訴された結果、もしくは民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- ⑥ 公募締切の時点で、当事業にて市場獲得を目指す対象国の中に、国際連合安全保障理事会決議によって経済制裁が行われている国が含まれているとき。

(3) 次のいずれかの事業を行うものであること。

① 全国・海外展開等事業

中小企業者等が、市場ニーズを捉えながら優れた素材や技術等を活かした製品やサービスの魅力を高め、国内さらには海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力の確立やインバウンド需要の獲得のため、市場調査、専門家招聘、新商品・デザイン開発及び評価、展示会出展等を実施する。

② 全国・海外展開等サポート事業

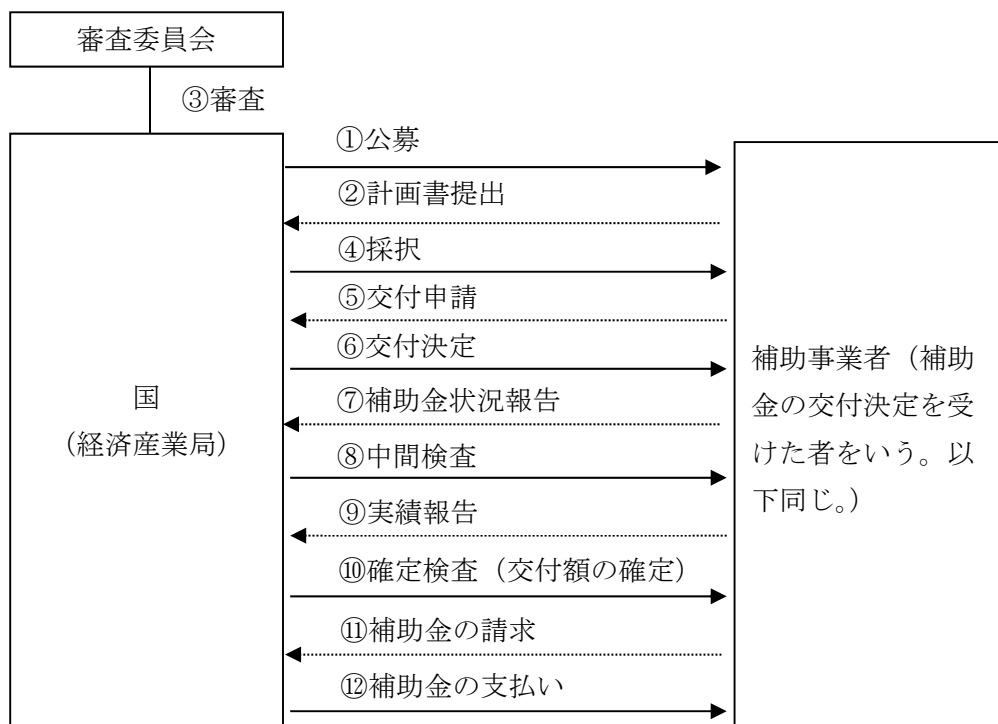
ア. 案件化調査事業

地域の支援機関が中心的な役割を担い、地域中小企業の新商品・サービスの開発やその全国展開・海外展開に向けた事業の計画立案に係る調査研究を行う事業。

イ. 販路開拓等サポート事業

中小企業者や地域の支援機関等が行う、複数の中小企業者を対象とした全国・海外への販路開拓に向けた新商品・サービス開発やインバウンド需要の獲得に向けた支援を行う事業。

3. 補助事業の流れ



#### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の表に掲げる経費です。それぞれの経費ごとに対象となる経費内容について説明します。

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内 容
<b>I. 全国・海外展開等 事 業</b>  <b>II. 全国・海外展開等 サポート事業</b>	事業費	①謝金 ②旅費 ③借損料 ④通訳・翻訳費 ⑤マーケティング調査費 ⑥通信運搬費 ⑦雑役務費 ⑧産業財産権等取得等費 ⑨展示会等出展費(展示会等出展に伴う会場借料、備品費、商品搬送費及び保険料を含む。) ⑩広報費 ⑪会議費 ⑮委託費等
	試作品等開発費	③借損料 ⑫原材料等費 ⑬機器・設備等費 ⑭設計・デザイン費 ⑮委託費等

## (1) 経費内容の説明

### ① 謝金

事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員に謝礼として支払われる経費

(注1) 補助事業者又は参画事業者を専門家等として支出の対象にすることはできません。

(注2) 謝金の単価は、その根拠が補助事業者が定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

### ② 旅費

事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するため及び販路開拓のための旅費として、補助事業者、参画事業者、依頼した専門家又は委嘱した委員に支払われる経費

(注1) グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とします。

(注2) 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。

(注3) 補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。

(注4) 全国・海外展開等サポート事業において、補助事業者の支援を受ける中小企業に係る旅費は対象外となります。

### ③ 借損料

事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費

(注) 借用（リース・レンタル）において補助対象となるものは、借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、当該年度の補助事業に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が当該年度を越える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。

### ④ 通訳・翻訳費

事業遂行に必要な通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費

### ⑤ マーケティング調査費

事業遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払われる経費

(注1) 調査の実施に伴う記念品代や謝礼等は補助対象となりません。

(注2) 展示会等への出展に伴って行われるマーケティング調査に係る経費については、「⑪ 展示会等出展費」に計上してください。

### ⑥ 通信運搬費

打合せ等のための郵送料、機器・機材等の運搬のために支払われる経費



⑦ 雑役務費

事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、交通費として支払われる経費

(注1) 作業日報等の作成が必要となります。

(注2) 臨時雇い入れと認められない場合には、補助対象となりません。

⑧ 産業財産権等取得等費

事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権等(以下「産業財産権等」という。)の取得等に支払われる経費

(注1) 産業財産権等の取得に要する経費は、補助事業の事業化に必要なもの(出願に先立ち、出願を検討する国における、類似の産業財産権等の登録等の状況調査に必要な経費を含む)に限ります。

(注2) 産業財産権等の取得に要する経費のうち、以下の経費については補助対象とはなりません。

1. 日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料及び特許料等

2. 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

(注3) 出願に係る経費については、補助事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は補助対象とはなりません。

(注4) 産業財産権等取得等費により産業財産権等を申請する経費を補助対象とする場合には、補助事業者に権利が帰属することが必要です。

(注5) 弁理士の手続代行費用を補助対象とする場合には、補助事業期間中に契約が締結されていることが必要です。

(注6) 他の制度により産業財産権等の取得について支援を受けている場合は、産業財産権等取得等費の申請をすることはできません。

(注7) 国際規格認証の取得に係る経費については補助対象になります。

⑨ 展示会等出展費

実施プロジェクトに係る試作品、新商品等を展示会等(※)に出展するために支払われる経費

(注1) 出展に伴う「通訳料・翻訳料」及び展示会等出展に必要な「保険料」や「運搬費」の他、展示会に係る案内状郵送料や展示会等において行うマーケティング調査に係る経費も補助対象となります。

(注2) 出展料等の請求書の発行日及び支払日が交付決定日前となる場合には、補助対象となりません。ただし、出展申込を交付決定日前に行い、交付決定日前に補助事業者に出展料等の支払義務が生じていない場合には、補助対象となります。

※展示会等とは、展示会、商談会などの広く出展者を募集し行われる催事のほか、事業者が特定の期間、場所において、個別又は複数の事業者が自主的に取り組むフェアや展示等も含む。

⑩ 広報費

事業遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広告媒体等を活

## 用するために支払われる経費

(注1) 試作品等の広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される場合には、補助対象となりません。

(注2) 作成するパンフレットは必要最小限にとどめ、補助事業期間中には全て配布することを原則とします。補助事業終了時点での未配布分に相当する経費は、補助対象となりません。

(注3) パンフレット等の作成にあたっては、価格を含めたトータルのマーケティングのために「参考価格」や「卸価格」等の表記をすることにより、価格を記載することを認めます。なお、「参考価格」や「卸価格」等を表記する際は、基本的には、試作段階の商品は価格の調査等を行うこと、が必要です。

### ⑪ 会議費

事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に支払われる経費（会場借料、機材借料 等）

### ⑫ 原材料等費

事業遂行に必要な原材料・副資材等に支払われる経費

(注1) 副資材とは試作開発に必要な備品や消耗品等を指します。

(注2) 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業期間中に使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する経費は、補助対象となりません。

(注3) 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作開発の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管（保管が困難なものは写真撮影等による代用も可）しておく必要があります。

### ⑬ 機器・設備等費

事業遂行に必要な機器・設備等の購入、制作、改良、据付、借用に支払われる経費

(注) 補助事業で取得する機器・設備等は、本補助事業を実施するにあたって必要な機器・設備等に限り補助対象となります。通常の生産活動に係る使用は対象外とします。

### ⑭ 設計・デザイン費

事業遂行に必要な試作品等の設計、デザイン、製造、改良、検査、実験を行うために支払われる経費

### ⑮ 委託費等

上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務）

(注1) 委託取引の場合は、委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、原則委託する。

(注2) 外注先・委託先が機器・設備等を購入する費用は補助対象となりません。

## (2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。本事業において補助対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。
- ② 補助事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、1件あたり10万円以上（税込み）を要するものについては、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、当該企業等を随意契約の対象とするための理由書が必要となります。
- ③ 中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません。
- ④ 以下の経費は、補助対象となりません。
- 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
  - 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
  - 電話料金、インターネット利用料金等の通信費（海外でのWi-Fiの賃貸料を含む）
  - 販売（下記⑦のテスト販売を除く。）を目的とした製品・商品等の生産に係る経費
  - 商品券等の金券
  - コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費
  - 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
  - 不動産の購入費、車両購入費・修理費・車検費用
  - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
  - 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）
  - 公租公課（旅費にかかる海外における出入国税を除く。消費税等の扱いについては、9.（1）（P16参照）をご参照ください。）
  - VAT（付加価値税）等の還付制度が適用され、実際に還付された金額（補助事業終了後に還付された金額を含む）及び還付手続きに係る委託費や手数料
  - 各種保険料（旅費にかかる航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
  - 借入金などの支払利息及び遅延損害金
  - 補助金計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
  - 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費
- ⑤ 全国・海外展開等サポート事業においては、支援の対象となる中小企業者の事業費（旅費を除く。）及び試作品等開発に係る経費も補助対象となります。
- ⑥ 連携体で申請をする場合は、連携体を代表して事務及び経理処理を担う代表申請者（中小企業者に限る。）を定めることとし、原則として当該代表申請者により支出された経費を補助対象とします。ただし、連携体の構成員が大企業及びみなし大企業である場合には、当該大企業、みなし大企業に係る経費は補助対象外とします。

- ⑦ 販売については、以下の要件をすべて満たすテスト販売のみ（※）補助対象とします。ただし、試作品を販売する場合に限定します。

なお、補助対象経費に係るテスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に係る経費から差し引いて補助対象経費を算出します。

※テスト販売とは・・・

補助事業者及び補助事業者により支援を受ける中小企業が試作品を、

- ①展示会等のブース
- ②補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース
- ③第三者への委託

などを通じ、限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいいます。

（補助対象の要件）

- テスト販売品の販売期間が概ね1ヶ月以内となるもの。
- テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないもの。（試作品の改良、販売予定価格の改訂をした場合を除く。）
- テスト販売品には「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記することが可能なもの。
- 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができるもの。

## 5. 補助率等

### （1）全国・海外展開等事業

- 補助率：1，2年目補助対象経費の3分の2以内  
3年目補助対象経費の2分の1以内
- 補助金額：500万円以内（下限：200万円）

※ただし、複数者による連携体での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となります。5社以上の連携の場合であっても上限額2,000万円は変わりません。共同申請の場合であっても下限額200万円は変わりません。

A社単独の場合	500万円上限
A社、B社共同	2社合計1,000万円上限
A社、B社、C社共同	3社合計1,500万円上限
A社、B社、C社、D社共同	4社合計2,000万円上限

- 補助期間：交付決定日～令和3年3月末日まで

※ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより、認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができます。

(2) 全国・海外展開等サポート事業

○補助率：1，2年目：補助対象経費の3分の2以内

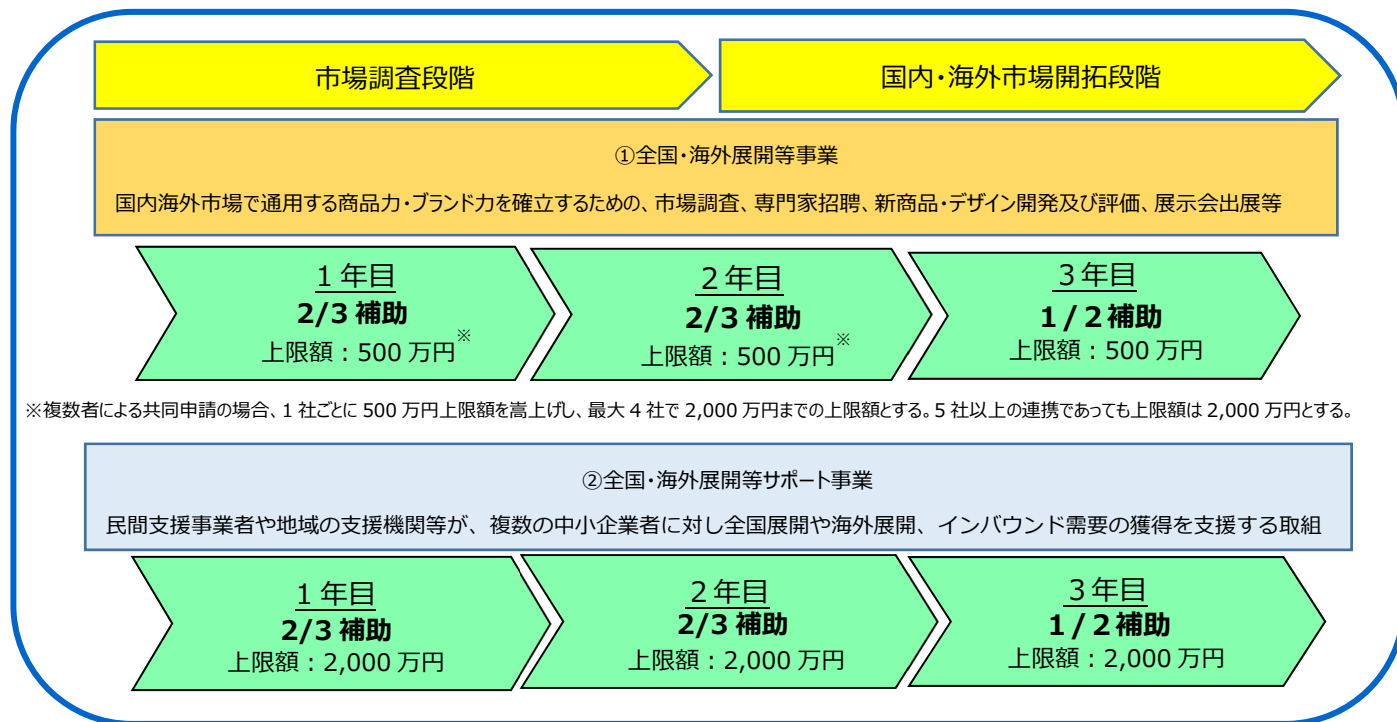
3年目：補助対象経費の2分の1以内

○補助金額：2,000万円以内（下限：200万円）

○補助期間：交付決定日～令和3年3月末日まで

※ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより、認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができます。

<イメージ>



(※1) 2年目とは、過去5年の間に地域産業資源活用事業、農商工等連携事業、小売業者等連携支援事業、JAPAN ブランド育成支援事業（戦略策定支援事業は除く。）のいずれかの補助事業を1回採択された場合に該当します。

(※2) 3年目とは、過去5年の間に地域産業資源活用事業、農商工等連携事業、小売業者等連携支援事業、JAPAN ブランド育成支援事業（戦略策定支援事業は除く。）のいずれかの補助事業を通算で2回採択された場合に該当します。

(※3) 過去5年の間に、JAPAN ブランド育成支援事業の戦略策定支援事業のみ採択された場合、本事業においては1年目に該当します。

## 6. 申請手続き等の概要

### (1) 受付期間

令和2年2月25日（火）～令和2年3月25日（水）

- ・持参・郵送の場合、9：30～17：00（土日祝日を除く）
- ・補助金システム（JGrants）の場合、最終日の17：00までいつでも申請可。

※公募申請書の提出にあたっては、締切り期限に余裕を持って提出されるようお願い  
します。特に持参の場合、公募締切日は混雑が予想されます。

※補助金システム（JGrants）を使用する場合は、G ビズ ID への事前登録が必要です。  
必要書類等を準備し、gBizID プライムを作成してください。登録には2～3週間  
程度が必要となるため、公募締め切りに余裕をもって手続きを実施してください。

(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

取得した「G ビズ ID」を用いて、JGrants にログインすることで、補助金の電子申請  
が実施可能となります。( <https://jgrants.go.jp> )

なお、補助金システムを利用される場合、締め切り間際に問い合わせが多数寄せ  
られることが想定されますので、余裕をもって申請手続きを実施ください。

### (2) 申請書類の提出先及び問い合わせ先

公募申請書の提出先及び問い合わせ先等は、国内における主たる事業実施場所を所  
轄する経済産業局です。（「Ⅱ 公募申請書提出先及び問い合わせ先」を参照してください。）

（※）地域産業資源活用事業、地域産業資源活用支援事業、農商工等連携事業の認定を  
受けた案件は、当該認定を受けた経済産業局に申請を行ってください。

### (3) 提出書類

P. 19表1で定める書類を持参・郵送・補助金システム（JGrants）いずれかの方法  
で提出してください。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

### (4) 事業内容説明動画（任意）

事業内容等について、グラフや図表等に加え、その技術やサービスを説明した動画  
を任意で提出することも可能です（提出は必須ではありません）。動画を提出される場  
合は、P. 19表1：提出書類を参照ください。

### (5) 審査

提出書類等について、P. 21表2で定める審査項目に基づき、外部有識者等により  
構成される審査委員会において審査を行います。審査は非公開で、提出された資料に  
よる審査を行います。

### (6) 提出書類の情報共有

提出書類の情報については、経済産業省及び経済産業局で共有します。申請者の主  
たる事務所の所在地を所管する都道府県に対して意見照会を行う目的で情報共有する  
場合があります。

## (7) 通知

審査結果（採択又は不採択）については、後日、所轄の経済産業局から申請者宛てに通知します。採択となった事業者に対しては、別途補助金に関する交付要綱等をお渡ししますので、当該要綱等に基づき補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。その際、計上された補助対象経費については、所轄の経済産業局からの求めに応じてその内容・信ぴょう性を確認できる書類（見積書、カタログ、仕様書等）の提出を行っていただきます。

※採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。

## (8) 公表

採択となった場合には、事業者名、代表者名、法人番号、住所、採択金額、交付決定額、交付年度、補助事業計画名、補助事業概要、補助事業成果を公表することがあります。

## (9) 交付決定について

採択された申請者が、国内における主たる事業実施場所を所轄する経済産業局に補助金交付申請書を提出し、それに対して所轄の経済産業局が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。）。なお、採択決定後から交付決定までの間に、所轄の経済産業局との協議を経て、事業内容、実施体制、事業規模、金額などに変更が生じる場合があります。また、交付条件を満たさない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

## (10) その他

- ①同一の事業者が、同一又は類似の内容で本制度以外の国（独立行政法人を含む。）の補助事業や委託事業（国からの間接補助を含む。）と併願している場合等には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんので、ご注意ください。
- ②代表申請者及び参画事業者は、同一年度内に本事業に複数申請及び複数参画することはできません。また、代表申請者となった場合、他の事業の参画事業者となることはできません。
- ③過去5年の間に、地域産業資源活用事業、農商工等連携事業、小売業者等連携支援事業、JAPAN ブランド育成支援事業（戦略策定支援事業は除く。）のいずれかについて通算3回の採択を受けた場合は、同一の事業内容での申請はできません。

## 7. 補助事業者の義務

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合は、事前に所轄の経済産業局長の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業を行う会計年度の9月30日又は交付決定日から起算して3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日（以下「遂行状況確認日」という。）までの補助事業の遂行状況について遂行状況報告書を作成し、遂行状況確認日から30日以内に所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。ただし、遂行状況確認日までに補助事業を完了若しくは廃止した場合又は所轄の経済産業局長が補助事業の実施状況の報告を求めた場合はこの限りではありません。
- (3) 補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書及び事後評価表を作成し、所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。
- (4) 補助事業の実施に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等設定した場合には、遅滞なく産業財産権等取得等届出書を作成し、所轄の経済産業局長に届け出なければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後180日以内に本補助事業に係る事業化の状況（参画事業者毎に、「補助事業に係る収入額」「補助事業に係る収益額」「商談件数」「成約件数」等）を所轄の経済産業局長に報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。また、補助事業者（複数の中小企業者等が連携して申請する場合は連携体の代表者）が事業化の状況を報告する際には、参画事業者における本補助事業に係る事業化の状況についても調査した上で報告しなければなりません。  
なお、事業化状況報告書の提出がない場合は、次年度以降の補助金採択の際の考慮事項となります。
- (6) 事業化状況の報告により、補助事業者又は参画事業者に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他補助事業の実施を他に供与したことによる収益が得られたと認められる場合には、その収益の一部を国に納付しなければなりません。（納付額は、補助金額を限度とします。）
- (7) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならず、経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下同じ。）する必要があるときは、事前に所轄の経済産業局長の承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用の場合は、財産処分の承認を要します。）また、当該財産を処分したことによっ



て得た収入の一部は国に納付しなければなりません。(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。)なお、取得財産については補助事業者の所有物として固定資産台帳に記載し、補助事業者が管理することが必要です。

(8) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。)。ただし、本事業における試作開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産(機械・設備等に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合には、事前承認を得ることにより納付義務が免除されます。

(9) 補助事業者は、当補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には所轄の経済産業局長に報告し、その指示に従わなければなりません。

(10) 補助事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」(\*)に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。また、補助事業に係る経費については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

※「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」や「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」の詳細は、中小企業庁ホームページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

(11) 補助事業の進捗状況確認のため、所轄の経済産業局が実地検査に入ることがあります。この場合において、補助事業者は実地検査に協力しなければなりません。

また、本事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

## 8. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

## 9. その他

(1) 補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告

となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務  
手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外  
して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れ  
があるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税  
法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後  
の返還を選択する補助事業者

(2) 国からの補助金の支払いについては、通常は補助事業終了後に実績報告書の提出  
を受け、補助金額の確定後に精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度  
の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上  
で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払い）場合もあります。なお、補助金  
は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税  
等の課税対象となります。

(3) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができな  
い場合には、当該確認ができない金額は補助対象外となります。

(4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法  
律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）  
をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがありま  
す。また、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合（例：名義  
貸しなど）や「表2：審査項目 1. 基礎審査」に記載する要件を満たしていないと  
認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがあ  
ります。

(5) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事  
業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契  
約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停  
止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則  
できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

(6) 補助事業終了後、補助事業の成果について、公表用資料を作成いただき、速やか  
にご提出いただきます。必要に応じて補助事業実施者に発表していただくことがあ

ります。

(7) 本年度の採択が来年度以降の採択を確約するものではありません。

- (8) 国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ（※1）の取組を政府として推進すべく、補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーション（※2）に原則掲載されることとなります。

※1 オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開することです。

※2 法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<https://hojin-info.go.jp>

- (9) 採択後、補助事業についてメディア（テレビ、新聞、雑誌、WEB等）への露出や展示会出展等の際には、当補助事業を活用している旨の掲出に努めてください。

表 1 : 提出書類等

提出書類及び提出部数
<p>① 「補助事業申請書」 (正 1 部)</p> <p>② 「別紙 1-1 及び別表」 (全国・海外展開等事業) 補助事業計画書又は「別紙 1-2 及び別表」 (全国・海外展開等サポート事業) 補助事業計画書 (正 1 部)</p> <p>③ 「別紙 2-1」 (正 1 部) 経費明細表</p> <p>④ 「別添」 事業実施に際しての確認票 (正 1 部)</p> <p>⑤ 申請者 (参画事業者は含まず) の決算書 (直近 2 年間の貸借対照表及び損益計算書。別紙 1-1 及び 1-2 「(6) 中小会計要領等への準拠」の「あり」に○印を付した場合において、対象となる申請者については、中小会計要領に準拠している旨が記載された「個別注記表」も併せて提出すること) (写 1 部) (上記の書類がない設立後 1 年未満の企業等は、決算書 (作成されている場合) の他に事業計画書及び収支予算書を提出)</p> <p>⑥ (該当する場合のみ任意様式で提出) 直前の財務状況が債務超過である場合、債務超過を解消する具体的な計画等 (正 1 部)</p> <p>⑦ (任意で提出) 申請者及び参画事業者の事業概要が確認できるパンフレット、定款等の写し (1 部)</p> <p>⑧ 上記①~⑦のファイル (ワード、エクセル又は PDF) を保存した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) (1 部) (持参・郵送の場合)</p> <p>⑨ (任意で提出) 動画を任意で提出する場合、中企庁ホームページに記載の URL から動画をアップロードしてください。提出先の各経済産業局により URL が異なりますので、提出先の誤りがないよう十分ご注意ください。</p>
<p><b>【注意事項】</b></p> <p>※用紙サイズは、原則として日本産業規格 A 4 判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに提出してください。</p> <p>※封筒に「JAPAN ブランド補助金申請書在中」と朱書きしてください</p> <p>※左上 1 箇所をクリップ止め (ホチキス止め不可) してください。</p> <p>※電子媒体は、破損が無いようプラスチックケース等に入れてください。</p> <p>※提出書類の返却はいたしません。</p> <p>※任意に動画を提出する場合、中企庁ホームページに掲載の参考資料を参照し、動画の提出を行ってください。動画を提出する場合の要件は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動画を提出する場合、動画の内容は補助事業計画書に記載した項目について、口頭で補足したい項目に絞ってください。</li> <li>・動画時間は 3 分以内とします。(時間厳守)</li> <li>・動画のファイル名は、【代表申請者名】JAPAN ブランド育成支援等事業とする。</li> <li>・動画内のプレゼンターは、申請企業の経営者又は事業の執行者であること。</li> <li>・動画のスペック等 (特段のコーデック・再生用アプリケーションを導入していない Windows 及び Mac のどちらでも再生できる形式とすること)</li> <li>・動画にご使用される撮影機器については、一般的な家庭用ムービー、スマートフォン等で構いません。なお、動画の解像度は、1280×720 (HD) 前後を推奨</li> </ul>

いたします。

表 2 : 評価基準

審 査 項 目
<p>1. 基礎項目</p> <p>次の要件を全て満たすものであること。1つでも要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。</p> <p>(1) 申請者が2. 補助対象者 (P 2 参照) の要件に合致していること。</p> <p>(2) 地域中小企業の商品や技術等をベースとしていること。</p> <p>(3) 申請者は、補助事業を遂行するために必要な能力を有すること。</p> <p>2. 評価項目</p> <p>(1) 全国・海外展開等事業</p> <p>①現状分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社の置かれている環境や現状について認識しているか。</li> <li>・ 活用しようとする素材や技術等について、その可能性を把握するなど、自らの製品等について適切な現状分析がなされているか。</li> <li>・ 市場開拓段階の事業の場合、販路の拡大、外需の獲得を行おうとする市場の現状・課題 (関税・輸送コスト、ニーズ、規制等) の把握、分析がなされているか。</li> </ul> <p>②目標、事業内容の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年度に達成すべき目標が明確に示されているか。</li> <li>・ 事業内容が目的に照らして現実的かつ具体的か。</li> <li>・ 必要経費は、事業内容に照らして妥当か。(著しく高額となっていないか。)</li> <li>・ 事業実施における課題、対応、時間軸が明確で、整合性が図られているか。</li> <li>・ 過去5年の間に、地域産業資源活用事業、農商工等連携事業、小売業者等連携支援事業、JAPAN ブランド育成支援事業を受給している場合、その事業の成果を踏まえているか。</li> <li>・ 地域中小企業の販路の拡大、外需獲得につながるものであるか。</li> <li>・ 地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与するものであるか。</li> </ul> <p>③先進性・モデル性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存・競合商品等に比べて優位性 (性能、ブランドイメージ等) があるか。</li> <li>・ 優位性を維持・拡大するために必要な取り組みが行われているか。</li> <li>・ 取り組みが先進的なものであるか。また、モデル的事例となり、他の事業者の参考・励みとなるか。</li> </ul> <p>④事業の収益性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業終了後の生産・販売・市場獲得等の事業化に向けた計画・ビジョンが明確であり、かつ、その内容 (性能向上、高付加価値化、ブランド化) が妥当なものか。</li> <li>・ 費用対効果 (補助金額に対する売上の規模等) は妥当か。</li> </ul> <p>⑤事業実施体制の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を適切に遂行するための経営資源 (技術力、経験、ノウハウ、資金調達</li> </ul>

- 力、人材等)を有しているか。
- ・財務状況等は、適切な事業遂行にあたって問題ないか。
  - ・中小会計要領や中小会計指針に拠った信頼性のある計算書類が作成されているか。<sup>※1</sup>
  - ・参画事業者等が存在する場合、役割分担は明確かつ適切か。

⑥実効性を高める仕組み

- ・新輸出大国コンソーシアムの活用等、国内外の販路拡大に関する専門的な知見を有する外部専門家等の関与が明確か。
- ・越境ECやクラウドファンディング等、事業を効率的に進めるために民間支援事業者等を活用しているか。
- ・市場の動向、ニーズ、トレンド等を把握できる仕組みがあるか。
- ・地域商社等、商流を有する者と連携し、商談後の手続きを確実に成果に繋げるものであるか。

⑦将来的な事業展開の可能性

- ・資金調達力、体制、地域経済への影響等、中長期的な目標と次年度以降の事業計画が妥当であり、事業継続が見込まれるか。

⑧政策的意義

- ア. ふるさと名物応援宣言<sup>※2</sup>の趣旨に合致した事業内容であるか。
- イ. 申請者及び参画事業者のいずれかが「地域未来牽引企業<sup>※3</sup>」に選定されているか。
- ウ. 地域団体商標<sup>※4</sup>を活用した事業内容であるか。
- エ. その他国の施策に合致しているか。

**※審査にあたっては、事業を行った後の成果見込みについて、定量的な記載がされているかという点も重要なポイントとなります。**

(2) 全国・海外展開等サポート事業

①現状分析

- ・支援対象とする中小企業者・小規模事業者等または活動地域が置かれている環境や現状、販路開拓等に関する可能性を把握するなど、適切な現状分析がなされているか。
- ・活用しようとする素材や技術等について、その可能性を把握するなど、製品等について適切な現状分析がなされているか。
- ・ターゲットとする市場の現状・課題（ニーズ、競合他社、規制等）の把握、分析がなされているか。

②目標、事業内容の妥当性

- ・本年度に達成すべき目標が明確に示されているか。
- ・事業内容が目標に照らして現実的かつ具体的か。
- ・必要経費は、事業内容に照らして妥当か。（著しく高額となっていないか。）
- ・事業実施における課題、対応、時間軸が明確で、整合性が図られているか。
- ・過去5年の間に、地域産業資源活用事業、農商工等連携事業、小売業者等連

携支援事業、JAPAN ブランド育成支援事業を受給している場合、その事業の成果を踏まえているか。

- ・地域中小企業の販路の拡大、外需獲得につながるものであるか。
- ・地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与するものであるか。

③先進性・モデル性、波及効果

- ・既存のビジネスモデル、類似業務を行う他の法人の取組等に比べて優位性（取組の波及効果の高さ、中小企業者・小規模事業者等への訴求力等）があるか。
- ・優位性を維持・拡大するために必要な取り組みが行われているか。
- ・取り組みが先進的なものであるか。また、モデル的事例となり、他の事業者の参考・励みになるか。

④事業の持続性

- ・補助事業終了後の事業の自走に向けた計画・ビジョンが明確であり、かつ、その内容が妥当なものか。
- ・補助事業を通じて支援する中小企業が、本補助事業による支援終了後も通常の経済活動として継続可能な取組であるか。

⑤事業実施体制の妥当性

- ・事業を適切に遂行するための経営資源（技術力、経験、ノウハウ、資金調達力、人材等）を有しているか。
- ・財務状況等は、適切な事業遂行にあたって問題ないか。
- ・中小会計要領や中小会計指針に拠った信頼性のある計算書類が作成されているか。<sup>※1</sup>
- ・参画事業者が存在する場合、役割分担は明確かつ適切か。

⑥将来的な事業展開の可能性

- ・資金調達力、体制、地域経済への影響等、中長期的な目標と次年度以降の事業計画が妥当であり、事業継続が見込まれるか。

⑦政策的意義

- ア. ふるさと名物応援宣言<sup>※2</sup>の趣旨に合致した事業内容であるか。
- イ. 申請者及び参画事業者のいずれかが「地域未来牽引企業<sup>※3</sup>」に選定されているか。
- ウ. 地域団体商標<sup>※4</sup>を活用した事業内容であるか。
- エ. その他国の施策に合致しているか。

※1：「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」や「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」の詳細は、中小企業庁ホームページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

※2：ふるさと名物応援宣言とは、「ふるさと名物応援宣言ガイドライン」に則って市区町村が広く公表しているものです。本公募で対象となる応援宣言は、当事業の公募締切日までに公表していることが条件となります。

※3：地域未来牽引企業とは、地域未来投資促進法を活用し、全国で幅広く地域経済牽引事業が実施されるよう、その担い手候補となる地域の中核企業として経済産業省より選定された企業を指します。本公募で対象となる地域未来牽引企業は、当事業の公募締切日までに選定・公表されていることが条件となります。



※4：地域団体商標とは、商標法に基づき特許庁にて審査を受け登録された地域団体商標を指します。本公募で対象となる地域団体商標は、当事業の公募締切日までに登録番号の通知を受け、登録の証明が可能であることが条件となります。

——ミラサポリニューアルのご案内——

中小企業庁が運営する情報発信サイト「ミラサポ (<https://www.mirasapo.jp/>)」は2020年4月より「中小企業向け補助金・支援ポータル『ミラサポ plus』 (<https://mirasapo-plus.go.jp/>)」としてリニューアルオープンします。

新しいミラサポ plus では、補助金の情報や活用事例をより簡単に検索することができ、申請までのサービスをワンストップで提供します。さらに会員登録（無料）により、登録情報に合わせて、おすすめの支援制度や事例をマイページ上にご紹介します。ぜひご利用ください。

<お問合せ先>

中小企業庁「ミラサポ plus」問合せ窓口 (mirasapoplus-goiken@meti.go.jp)

---

## Ⅱ 公募申請書提出先及び問い合わせ先

名称及び担当課	所在地等	問い合わせ用 アドレス	所轄する都道府県
北海道経済産業局 産業部 経営支援課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL：011-756-6718	hok-new- biz@meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 地域ブランド連携 推進課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階 TEL：022-221-4923	thk- brand@meti.go.jp	青森県、岩手県、宮 城県、秋田県、山形 県、福島県
関東経済産業局 産業部 経営支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0332	kanto- keiei@meti.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、長野 県、山梨県、静岡県
中部経済産業局 産業部 経営支援課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-0521	chiiki- katsuyou@meti.go.jp	愛知県、岐阜県、三 重県、富山県、石川 県
近畿経済産業局 産業部産業課 産業振興室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL：06-6966-6054	kin-sanshinshi tsu@meti.go.jp	福井県、滋賀県、京 都府、大阪府、兵庫 県、奈良県、和歌山 県
中国経済産業局 産業部 経営支援課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL：082-224-5658	cgk- jb@meti.go.jp	鳥取県、島根県、岡 山県、広島県、山口 県
四国経済産業局 産業部 中小企業課 新事業促進室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 TEL：087-811-8562	shikoku- shinsoku@meti.go.jp	徳島県、香川県、愛 媛県、高知県
九州経済産業局 産業部 経営支援課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL：092-482-5491	kyu- keieishien@meti.go.jp	福岡県、佐賀県、長 崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島 県
内閣府沖縄総合事 務局 経済産業部 中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 TEL：098-866-1755	jb- okinawa@meti.go.jp	沖縄県

● GビズID及びJグランツに関するお問い合わせ先

GビズID <a href="https://gbiz-id.go.jp">https://gbiz-id.go.jp</a>	「GビズID」ヘルプデスク TEL：06-6225-7877 (受付時間：午前9時～午後5時※土・日・祝 日、年末年始を除く)
Jグランツ <a href="https://jgrants.go.jp">https://jgrants.go.jp</a>	「Jグランツ」経済産業省問合せ窓口 メール：jgrants@meti.go.jp